様式第20号（第13条関係）

遺族の現状報告書

|  |
| --- |
| 　　　　年　　月　　日（教育委員会の長の職氏名）　　　　　　　　様下記のとおり遺族の現状を報告します。報告者（代表者）の年金証書の番号　　　　第　　号報告者の住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　 |
| １　死亡学校医等の氏名生年月日　　　　　　年　　月　　日死亡年月日　　　　　　年　　月　　日 |
| ２受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族　 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 死亡学校医等との続柄 | 障害の有無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
|  |  |  |  | 有・無 |
| ３公的年金の受給関係　　 | 年金の種類（障害等級第　　級） | 年金の年額 | 年金証書の記号番号 | 支給開始年月 | 所属社会保険事務局の事務所等 |
| 第　　級 | 円 | 第　　号 | 　　年　 月 |  |
| 第　　級 | 円 | 第　　号 | 　　年　 月 |  |

［注意事項］

１　受給権者が２人以上あるときで、そのうちの１人を代表者として選任し、その者が当該遺族補償年金の支給を代表して受けている場合には、その代表者が代表してこの報告書を提出すれば足りるものであり、他の受給権者は提出する必要はありません。

２　この報告書には、次に掲げる書類を添付してください。

(１)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本又は抄本あるいはこれに代わる市区町村長の発行する証明書（その証明書等は法律の定めるところにより無料で請求できます。）

(２)　受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者については、その障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料

(３)　受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族については、その事実を証明することができる書類

３　この定期報告は、毎年１回２月１日から同月末日までの間に丸亀市教育委員会に提出しなければならないが、丸亀市教育委員会があらかじめその必要がないと認めた場合は、報告しなくてかまいません。